

福岡県教育委員会広告取扱基準

(趣旨)

第1条 福岡県教育委員会広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づき、広告事業の対象とする業種、事業者及び広告内容についての基準を定める。

(定義)

第2条 この基準において「教育委員会資産等」、「広告事業」、「課長等」とは、それぞれ要綱第2条に規定する教育委員会資産等、広告事業、課長等をいう。

(業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は広告事業の対象としない。

なお、広告掲載中においてこれらの業種又は事業者該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反しているもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びに福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等であるもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に該当するもの
- (4) 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第2条に規定する暗号資産交換業に該当するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に定めるインターネット異性紹介業に該当するもの
- (7) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (8) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (9) その他教育委員会資産等を広告媒体とする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(広告内容の基準)

第4条 広告内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。なお、広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 人材募集広告
- (8) 比較広告
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 当該広告の内容について、福岡県又は福岡県教育委員会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (12) その他広告媒体の性質に照らし不適切と認められるもの

(基準以外の制限)

第5条 個別の広告事業において課長等が特に必要と認める場合は、本基準以外の制限を設けることができる。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。